

日本の方式による婚姻 記入の注意点

【全体】

- 届出はすべて日本語（漢字、ひらがな、カタカナを使用）で、読みやすい字で書いてください。鉛筆や消えやすいインキで書かないで下さい。
- 間違えたところは修正液などを使わず、線を引いて消し、その余白に正しくお書きください。更に、枠外（届出左側）に署名をお願いします。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

【届出日】

提出する日付を書きます。当館にて受理した日が「婚姻日」となります。

【生年月日】

和暦（昭和〇〇年、平成△△年）で書いてください。

【住所】

ドイツ連邦共和国の次は州名（ハンブルク州/ブレーメン州/ニーダーザクセン州/シュレスヴィッヒホルシュタイン州）も書いてください。

【父母の氏】

父母が婚姻関係にあり、父母の氏が同じであるときは、母の氏は省略できます。

【婚姻後の氏と新しい本籍】

- 婚姻後夫婦が称する氏を選んでください。
- 夫婦の新本籍を定めて記入してください。（例外：夫または妻が既に戸籍の筆頭者であり、その方の氏を夫婦の氏として選ぶときは、新本籍は記入不要です。）
- 新本籍については、事前に本籍地役場（本籍をおく区役所/市役所/町・村役場）に連絡し、希望する新本籍が本籍地として認められるものか否か、確認をしておいてください。

【届出人署名押印欄】

夫と妻が届出人となります。署名欄には戸籍に記載されている通りに氏名を書いてください。押印は任意ですので、署名のみで構いません。

【証人】

- 証人2名の署名が必要です。外国人も証人になれます。
- 証人は成人（日本およびドイツ国籍者は18歳以上）でなければいけません。
- 外国人が証人となる場合は本籍地欄は国籍を書いてください（例：ドイツ連邦共和国）。署名欄には証人が自ら署名し、更に署名の下（または上）に、カタカナで氏名の読み方を書いてください。

例 外国人が証人：

署名 **Otto Peter Müller** 印
オットーペーター ミュラー

- 日本人の生年月日は和暦で、外国人の生年月日は西暦で書いてください。
- 署名欄の押印は任意ですので、押印せず署名のみで構いません。

【届出人連絡先及び電話番号】

枠外になりますが、届出書が一番下に住所および日中連絡ができる電話番号をお書きください。